

生活保護のしおり



このしおりでは、生活保護制度の内容や、生活保護を受けている間に必要なことが書いてあります。お手元に保管して、必要な時に読み返してください。

なお、しおりの内容で不明な点や詳細については、福祉担当の職員へご確認ください。

■生活保護とは

私たちはだれでも、病気や怪我、高齢や障害、離別や死別など、いろいろな事情であらゆる手をつくしても生活に困ることがあります。

生活保護は、このようなとき、憲法第 25 条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、今後の生活の自立を援助する制度です。

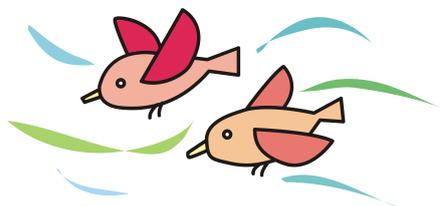
■生活保護を受けるには

生活保護は、あなたの家族のすべての人が生活のために次のようなあらゆる努力をし、それでもなお生活できないとき、申請に基づいて受けることができます。

- 働くことができる人は、能力に応じて働く必要があります。
- 活用できるものは、生活のために活用してください（貯金や不動産、保険の解約金、自動車の売却代金など）
- 親・兄弟姉妹・子供などから援助を受けられる人は援助を受けてください。
(援助が可能な親族がいることで、生活保護が受けられないということではありません)
- 年金、手当(児童扶養手当等)など他の法律で受けられるものはすべて受けてください。
- 暴力団員は生活保護を受けることができません。

■生活保護の相談・申請をするには

生活保護の相談は、大島支庁の福祉担当員が対応します。お困りごとをお聴きし、生活保護の利用だけでなく、問題解決のため、解決策を一緒に考えます。相談のあるかたは、大島支庁福祉担当までお声かけください。来庁が困難なかたは、お電話にてご相談・お問い合わせください。



東京都大島支庁総務課福祉担当
〒100-0101
東京都大島町元町字オンダシ 222-1
(電話 2-4421)

生活保護利用までの流れ

生活保護は、次のような手続きにより決定します。

①相談



現在のお困りの状況や、そこに至った経緯等について、お話をお聴きします。生活保護制度について説明をさせて頂くとともに、他の制度が活用できる場合は優先してご案内します。 *個人の秘密は固く守りますのでご安心下さい。

②申請



相談の結果、保護の申請を希望される場合、保護申請書を提出していただきます。また、保護決定や調査に関係する資料（収入・資産申告書、通帳の写し、給与明細等）についても提出をお願いします。

③調査



地区担当員（ケースワーカー）があなたのご家庭を訪問し、生活状況や収入、資産、扶養義務者の状況等を調査します。
調査の結果、生活保護が利用できるかどうかを審査します。

④決定

申請があった日から原則 14 日（特別な事情がある場合は 30 日）以内に生活保護を受けられるかどうかを決定し、書面でお知らせします。

■生活保護費の決定

国の定める基準によって計算される、1 か月あたりの最低生活費と世帯の収入を比較して判定します。（収入には、働いて得た収入のほか、年金・手当・仕送りなども含まれます。

収入が最低生活費に満たない場合、その足りない部分を補うために生活保護が支給されます。（世帯の収入が最低生活費を超える場合、生活保護費は支給されません。）

最低生活費（生活費、家賃、医療費、介護費等）	
世帯の収入（就労収入、各種年金 手当、仕送り等）	不足している生活費

保護費

■生活保護の種類

保護には次の8種類の扶助があり、国の定めた基準により生活を営む上で必要な各種費用に応じて支給されます。

生活扶助	食べ物、着る物、光熱水費、介護保険料など日常生活に掛かる費用
住宅扶助	家賃、間代、地代などの費用（定められた範囲内）
教育扶助	教材代、給食費、学級費など義務教育に必要な費用
医療扶助	医療費（※）、通院交通費、治療材料費（眼鏡、コルセット等）
介護扶助	介護保険サービスにかかる費用
出産扶助	出産費用（※）
生業扶助	高校に通うための費用、就労に必要な技能の修得等にかかる費用等
葬祭扶助	火葬費用等

※医療費は保険診療の範囲内に限ります。

※出産扶助には入院助産制度が優先されます。

このほかに、一時的な必要に応じるため以下のような扶助があります。

ただし、一時扶助には一定の条件がありますので、事前に担当者へ相談してください。

■一時扶助

- 被服費……………(1)ふとん、被服（保護開始時や長期入院等から退院した際、ふとん類、衣類が全くないか使用できない場合）
(2)新生児のための産着、おむつなど
(3)おむつ（常時失禁状態の人）
- 家具什器費……………保護開始時や長期入院等から退院した際、持合せがない場合
- 移送費……………転居、入退院、肉親の葬式などに行く交通費
- 住宅維持費……………屋根、畳、水道設備、配電設備など家屋の補修をするとき
- 期末一時扶助……………12月～1月に保護を受けている人を対象に年越し代を支給
- その他……………転居の際の敷金等、小中学校入学準備金など

■東京都独自の支給

国の基準以外に、東京都が独自で支給するものがあります。

- 自立促進事業費用（居宅清掃など）
- 運動着、学童服の支給（小・中学生）
- 夏季健全育成費（小・中学生）
- 修学旅行支度金（対象学童）
- 自立援助金（中学校卒業で高等学校に進学か就職するとき）

保護を受けた場合の権利・義務

■あなたの権利

- 決定された保護は、正当な理由なく止められたり減らされたりすることはありません。
- 保護のお金や品物、また、保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。

※生活保護の開始、変更、停止、廃止等は文書でお知らせしますが、保護の決定内容に不服があるときは、通知をうけた日の翌日から起算して3か月以内に都知事に対して不服の申し立て（審査請求）をすることができます。

■あなたの義務

生活保護を利用するかたには、生活の維持や自立した生活が送れるようになるため、次のような義務があります。

- 生活保護費は計画的に消費するようにしてください。
- 働けるかたは能力に応じて、働いてください。

病気や怪我等で働けないかたは、治療に専念して、治す努力をして下さい。

- 保護を受ける権利を他人にゆすりわたすことはできません。
- 借金をすることはできません。借金をした場合は収入として認定され、保護費が少なくなります。
- 金銭を貸すこともできません。金銭を貸し、返還を受けた場合、収入認定の対象となり、保護費が少なくなります。

■届出の義務

●収入や生活状況に変化があったときは、毎月の保護費を調整する必要があるため、支庁総務課福祉担当に必ず申告してください。

収入の例

- ・給与や手間賃などの働いて得た収入（金額は関係なし）
- ・年金や各種手当、失業保険など
- ・臨時的収入（フリマアプリの収入、保険等の解約返戻金・入院給付金、電柱使用料など）

*収入の種類によっては、勤労控除や収入の認定除外もあります。

生活状況の変化の例

- ・就職や離職をしたとき
- ・住所、家賃が変わったとき（転居については必ず、事前に相談ください）
- ・病気になって病院にかかるとき ・入院や退院をしたとき

*申告がないと、すでに支給された保護費の返還が必要になる場合や、本来受け取れるはずの保護費が受け取れない場合が発生する可能性があります。

保護を受けた場合の注意

■町村役場での手続き

まず保険証を持って町村役場（出張所）の福祉担当窓口に行ってください。

- ①保険証は使えなくなりますので、必ず役場に返しましょう。
- ②減免の手続きをしましょう。

以下のとおり減免制度がありますが、申請しないと減免されません。

	大島町役場	新島村役場	神津島村役場
住民税・固定資産税の減免	税務課	企画財政課	企画財政課
国民年金保険料の免除	住民課	民生課	福祉課
水道料の基本料金の免除	水道環境課	建設課	環境衛生課
保育料免除	福祉けんこう課	民生課	福祉課
都営交通乗車券の無料交付			
ごみ袋配付		—	—

●NHK放送受信料の免除（支庁で証明書をもらい、営業センターか集金人に提出）

■保護費の受け取り方

保護費は、原則として月はじめの指定された日に、銀行口座へ振り込まれます。口座振込以外の受け取り方法については、支庁総務課福祉担当にご相談ください。



■病院へのかかりかた

●島内の医療機関にかかるとき

大島町の方	支庁総務課福祉担当に事前連絡（支庁から病院に医療券を送付）
大島町以外の方	村役場福祉担当に印鑑を持って行き、*診療依頼書

●島外の医療機関にかかるとき

大島町の方	支庁総務課福祉担当に事前連絡（*医療券をお渡しします）
大島町以外の方	村役場福祉担当に事前連絡（支庁から病院に医療券を送付）

*診療依頼書または医療券を持って、生活保護指定医療機関を受診してください。

●通院に際し交通費がかかる場合

支庁総務課福祉担当に相談してください。一定の基準により移送費を支給します。

●保険証について

国民健康保険証は使用できません。発行先（町村役場または保険組合）に返納してください。会社の健康保険証がある人は、そのまま継続して使用できます。ただし、医療機関の窓口で生活保護を受けていることを教えてください。



*介護が必要になったとき

ホームヘルパー（家事援助）の訪問や、老人ホームでのサービスなどが受けられます。介護認定などの手続きが必要になりますので、支庁総務課福祉担当に連絡してください。

■保護費を返してもらうことがあります

●活用できる資力（売却可能な土地や自動車、生命保険など）がありながら保護を受けた場合や、収入増、入院など保護費の変更のため支払いを余分に受けたとき

●嘘の申請をしたり、届け出を怠ったり、不正な方法で保護を受けた場合には、罰せられ、受けた保護費は徴収されます。

あなたの支援者

■地区担当員とは？

地区ごとに地区担当員（ケースワーカー）がいます。地区担当員は、あなたの生活の維持、向上のために家庭訪問を行い、お話をします。何でも遠慮なく相談してください。

■民生委員とは？

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、福祉担当などの仕事に協力する地域の身近な相談役で、それぞれの担当地区で福祉活動をおこなっています。困ったことがあったときなど相談してください。

■移送費の計算例（令和6年4月現在）

例：大島支庁の前に住む人が都立広尾病院に外来通院する場合

（1日目）支庁前	～	岡田港（バス）	330円
岡田港	～	竹芝栈橋（大型船、島民割引）	3,340円
宿泊代（島しょ会館基準）			6,000円
（2日目）大門駅前	～	広尾病院前（バス）※	210円
		病院受診	
広尾病院前	～	大門駅前（バス）※	210円
竹芝栈橋	～	岡田港（大型船、島民割引）	3,340円
（3日目）岡田港	～	支庁前（バス）	330円
		合計	13,760円

移送費として、13,760円を支給します。

※都営交通（電車・バス）では都営交通無料乗車券が利用できます。申請方法は地区担当員へお尋ねください。

※注意事項

- 船便や曜日、通院先により異なります。
- 車や宿泊は、できるだけ親戚や知人の援助を受けるように努力してください。
- 船賃などは、証明書や手帳を使って、割引制度を利用してください。
- 支給する交通費は通院に必要な最低限度の金額になります。
- 通院する場合は、必ず支庁総務課福祉担当に連絡をください。